

# 授業料等納入金及び公費補助金等

## ■授業料関係(2019年度予定) (円)

区分	事項	月額	年額
授業料等	授業料	35,000	420,000
	教材充実料	3,000	36,000
	後援会費	1,500	18,000
	生徒会費	1,000	12,000
	図書委員会費		1,000
	副教材費		20,000
	合計	40,500	507,000
入学時納入金	入学金		250,000
	施設設備資金		200,000
	後援会入会金		20,000
	生徒会入会金		2,000
	合計		472,000
納入継続時	施設設備資金		50,000
制服等	冬制服/夏制服/靴/鞆		100,000程度
	冬体操着/夏体操着 運動靴/上履き等		

区分	事項	金額(円)
教科書	1年	27,000程度
	2年	12,000程度
	3年	7,500程度

※その他・学校行事、課外活動、進学指導講座等で別途必要となる場合があります。  
※金額は変更になる場合があります。

## ■特待生(2019年度予定)

対象	特典
<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1学年 S特進クラス又は特進クラスに在籍し、入学試験時の成績が、特に優秀であって、品行方正で他の模範になる者</li> <li>●第2,3学年 S特進クラス又は特進クラスに在籍し、第1学年及び第2学年の教科・科目の平均点が、原則として75点以上であって、常時出席して品行方正で他の模範になる者</li> </ul>	授業料相当額給付(全部又は一部)

## ■奨学金関係(2018年度実績)

種類	応募要件(概要)	貸付月額
神奈川県高等学校奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県在住</li> <li>・保護者の県民税・市町村民税所得割額の合計が409,600円未満</li> <li>・学校長が推薦する者</li> <li>・連帯保証人2人(保護者1人と別生計の者1人)</li> </ul>	10,000円～40,000円
東京都育英資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都在住</li> <li>・年収・所得の上限額あり</li> <li>・連帯保証人2人(申込時に保護者1人と貸付終了時に別生計の者1人)</li> </ul>	35,000円

## ■補助金関係

### (神奈川県在住の方)(2018年度実績)

対象	県民税・市町村民税所得割額の合算額	1.就学支援金 国補助	2.学費補助金 県補助	3.奨学給付金 県補助	合計
入学金	入学金(区分外は対象外)	0	100,000	0	100,000
授業料	区分1 生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	135,000	52,600	484,600
	区分2 0円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)			89,000又は138,000	521,000又は570,000
	区分3 85,500円未満世帯(年収目安:約350万円未満)	237,600	194,400	対象外	432,000
	区分4 257,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)	178,200	253,800	対象外	432,000
	区分5 378,500円未満世帯(年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	対象外	193,200
	区分6 507,000円未満世帯(年収目安:約910万円未満)			対象外	118,800
区分外 507,000円以上世帯(年収目安:約910万円以上)			対象外		

★1. 就学支援金とは、国の制度である「高等学校等就学支援金」をいう。  
★2. 学費補助金とは、「神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金」をいう。  
(県内在住かつ在学の方対象)

※学校への納付額(授業料)が補助額(就学支援金及び学費補助金)を下回る場合、納付額(授業料)が上限となります。

### (東京都在住の方)(2018年度実績)

年収目安(モデル世帯)	1.就学支援金 国補助	2.授業料軽減助成金 都補助	3.奨学給付金 都補助	合計
生活保護世帯	297,000	152,000	52,600	501,600
約250万円未満			89,000又は138,000	538,000又は587,000
約250万円～約350万円	237,600	211,400	対象外	449,000
約350万円～約590万円	178,200	270,800	対象外	449,000
約590万円～約760万円	118,800	330,200	対象外	449,000
約760万円～約910万円			対象外	118,800
約910万円以上			対象外	

★1. 就学支援金とは、国の制度である「高等学校等就学支援金」をいう。  
※就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額は、在学校の授業料が上限となります。